示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道 路 0

その関係図面は、 令和七年十一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

おい

て一般の縦覧に供する。

及び埼玉県熊谷県土整備事務所に 令和七年十一月七日

道路の区域

道路の

種類

県道

線

寄居岡部深谷線

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴

郎

新	ΙĦ	旧 新 別
同市萱場字下川原七五九番二地先まで	深谷市萱場一番地先から	区間
九 九 二 ~ 二 · 二 〇	七・四六~七・九六	(メートル)敷地の幅員
七 二 五 四		(メートル)
事のためを通安全施設整備工		備考